

# 質問回答書

2018/7/4更新

No.	該当番号 (仕様書項目番号等)	質問内容	回答	回答日
1	仕様書 4 事業内容 (1) 環境イベント 等でのCOOL CHOICE促進事業	<p>環境省の「COOL CHOICEロゴ」はすでにあるため、その「COOL CHOICEロゴ」を活かしつつ（パーツとして使い、コピーや別素材と組み合わせる等して）、「藤沢市用のCOOL CHOICEビジュアル、またはロゴ・アイコンなどを制作」をした場合でも、本仕様書の「ロゴ制作」の範囲に含まれるという理解でよいでしょうか。</p> <p>もしくは、環境省のCOOL CHOICEロゴ」に代わる、新規開発する「藤沢市版COOL CHOICEロゴ」を制作するというのでしょうか。</p>	<p>環境省が作成したCOOL CHOICEのロゴを活用してのデザイン、または、新たな藤沢市版COOL CHOICEのロゴの作成については、事業者の提案にお任せします。</p>	6月29日
2	仕様書 4 事業内容 (1) 環境イベント 等でのCOOL CHOICE促進事業	<p>ポスターに関して、500枚印刷となっていますが、どこに掲出予定でしょうか。想定する掲出先をわかる範囲で具体的にお知らせください。</p>	<p>ポスターについては、藤沢市民まつりやふじさわ環境フェア等のイベントでの掲示、市民センター・公民館等の市内公共施設や大学・企業等の協力事業者施設での掲示を考えております。</p>	7月4日
3	仕様書 4 事業内容 (1) 環境イベント 等でのCOOL CHOICE促進事業	<p>チラシに関して、10,000枚印刷となっていますが、どこに配置予定でしょうか。想定する配置先をわかる範囲で具体的にお知らせください。</p>	<p>チラシについては、藤沢市民まつりやふじさわ環境フェア等のイベントでの配布、市民センター・公民館等の市内公共施設や大学・企業等の協力事業者施設での配布や配架を考えております。</p>	7月4日
4	実施要領 3 事業の概要	<p>賛同者目標数に関して、延べ人数でのカウントする考えでよいでしょうか。賛同書内の設問「COOL CHOICEをどこでお知りになりましたか？」で複数回答した場合はそれぞれをカウントするのでしょうか。</p>	<p>賛同者数は、1枚の賛同書につき1カウントとなります。</p> <p>例えば、賛同書内の設問「COOL CHOICEをどこでお知りになりましたか？」で複数の項目にチェックがされている場合でも、賛同者数は1カウントです。</p> <p>なお、賛同者数の集計については、環境省が所管するCOOL CHOICE事務局において行います。</p>	7月4日

5	仕様書 4 事業内容 (5) ふじさわECOかるたによるCOOL CHOICE促進事業	かるた100セットについて、どこに配布する予定でしょうか。想定する配布先をわかる範囲で具体的にお知らせください。	作成したかるたについては、ふじさわ環境フェア等のイベントで体験ブースを設け来場者に体験してもらおうことを考えています。また、子育て支援施設等での活用も検討しています。	7月4日
6	仕様書 4 事業内容 (1) 環境イベント等でのCOOL CHOICE促進事業 (4) 環境先進企業との連携による省エネ施設の視察ツアー事業	Fujisawaサステイナブル・スマートタウン見学ツアーに関して、今回作成するポスターやチラシなどで告知すると考えてよいでしょうか。	仕様書4(1)で作成するポスター・チラシは、COOL CHOICEの各テーマを普及啓発を目的としていますので、告知のチラシとしての使用は想定していません。	7月4日
7		広報ふじさわを告知媒体として無料で掲出することは可能でしょうか。可能な場合どのくらいのスペースと回数でしょうか。	イベント開催のお知らせや参加者の募集に伴う広報ふじさわへの掲載は、環境総務課で行い、できる限りスペースと回数を確保していきたいと考えますが、広報は市政全体の情報を発信するため、現時点で明確な回答ができない状況にあります。	7月4日
8	仕様書 4 事業内容	作成物のある事業については3回校正とありますが、印刷物であればPDFや出力紙での校正を経て、本紙色校正は1回のみという認識でよいでしょうか。	紙によって色合いが全く異なる等の問題が無ければ構いません。校正上問題がない方法を想定してください。	7月4日
9	仕様書 8 再委託の禁止	再委託の禁止に関しまして、あらかじめ市の書面による承諾は受託後と考えてよいでしょうか。	契約後となります。	7月4日
10	仕様書 4 事業内容	成果物の著作権はすべて市にとありますが、ストックフォトなど使用権を購入して使用する場合など、その限りではないという認識でよいでしょうか。	継続しての使用を想定しているため、著作権が市に帰属できる方法で作成を行ってください。	7月4日